

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月21日

札幌市長様

提出者

住 所 札幌市白石区流通センター7丁目2番8号

氏 名 株式会社北燐食品

代表取締役社長 丸谷 智保

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 011-892-8945

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社北燐食品 札幌工場
事業場の所在地	札幌市白石区流通センター7丁目2番8号
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	食料品製造業(総菜製造業)
② 事業の規模	製造出荷額: 112億33百万円(札幌工場89億42百万円)
③ 従業員数	全社927名(札幌工場701名)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	動・植物性残渣: 外部委託処理(堆肥化) 廃プラスチック: 外部委託処理(発電用燃料化) 有機汚泥・脱水汚泥: 外部委託処理(堆肥化) 木くず、金属くず、ガラスくず、その他: 外部委託処理

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙①参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動・植物性残渣	
② 計画	排出量	1704.44 t	
	(これまでに実施した取組) 動・植物性残渣の排出量削減について、製造工程の見直しによる歩留率の改善、一部半製品の賞味期限延長に取り組むことで排出量の削減を図ってきた。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動・植物性残渣	
② 計画	排出量	1600 t	
	(今後実施する予定の取組) 引き続き製造工程の見直しによる歩留率の改善に取り組むと共に、一部工場栽培の野菜を新たに導入することで歩留率を改善、排出量の削減を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動・植物性残渣、木くず、金属くず、廃プラスチック、ガラスくず、汚泥、その他の分別
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	
① 現状		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
		産業廃棄物の種類	
② 計画		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	
① 現状		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
		産業廃棄物の種類	
② 計画		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)			
① 現状			
		【目標】	
		産業廃棄物の種類	
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)			
② 計画			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	動・植物性残渣
		全処理委託量	1704.44 t t
		優良認定処理業者への 処理委託量	1704.44 t t
		再生利用業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
(これまでに実施した取組)			
動・植物性残渣については、堆肥化により食品リサイクルに取り組んでい る。			
① 現状			

【目標】			
	産業廃棄物の種類	動・植物性残渣	
	全処理委託量	1600 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1600 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 今後も引き続き堆肥化により食品リサイクルに取り組んでいく。			
② 計画			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請け完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによつて減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令委第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

2024年 株北燐食品 廃棄物処理に係わる管理組織図

2024/4/1現在

